

災害時における動物救護活動に関する協定書

北海道、札幌市、旭川市、函館市（以下、北海道及び当該3市を「甲」という。）と、社団法人北海道獣医師会、公益社団法人日本愛玩動物協会、（以下、当該2団体を「乙」という。）は、北海道内において大規模な災害が発生した際（以下「災害時」という。）動物愛護精神及び人間と動物の絆を守る観点から、被災動物救護活動を相互に協力・連携して円滑に推進するため、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲と乙が相互に協力して実施する被災動物救護活動（以下「救護活動」という。）に関して必要な事項を定める。

（被災動物救護本部）

第2条 北海道内において大規模な災害が発生した場合、甲は乙に被災状況等の情報を提供し、被害が甚大で被災動物の救護活動において広域的な対応が必要と判断した場合には、速やかに北海道被災動物救護本部（以下「救護本部」という。）を設置する。

2 「救護本部」は甲及び乙の団体で構成する。

3 「救護本部」の運営等については、本協定書で定めるほか、本協定の記載事項以外の件について、甲と乙で協議して決定する。

（対象動物）

第3条 救護の対象とする動物は、犬及びねこ（以下「被災動物」という。）とする。

2 前項以外の動物を対象とする場合は、甲と乙が協議して決定する。

（活動の基本方針）

第4条 乙が行う救護活動は、ボランティアを基本とする。

2 災害発生直後の救護活動に必要な経費及び物資等は、別表1の団体で構成された「緊急災害時動物救援本部」に支援を要請することとする。

3 継続的な救護活動に必要な経費及び物資等は、「緊急災害時動物救援本部」及び「救護本部」に寄せられた義援金等で賄うことを原則とする。

4 「救護本部」に寄せられた義援金等は、乙が管理する。

5 被災動物の救護活動において広域的な対応が必要な場合、甲と乙は相互に協力・連携し、速やかに必要な措置を講ずるよう努める。

（活動内容）

第5条 救護本部は、次に掲げる活動を行う。

（1）避難所等に同行避難した被災動物の健康管理

（2）負傷した被災動物の治療・健康管理

（3）飼い主が不明となった被災動物の保護、一時飼育、健康管理、譲渡の斡旋

（4）被災者が飼育困難となった動物の一時保管・健康管理・譲渡の斡旋

（5）関係団体に対する救護活動への協力要請

（6）動物を収容する施設が必要な場合における調整（既存施設を利用する場合の調整を含む）

（7）国及び関係機関からの情報収集、提供

（8）その他

(救護本部会議)

第6条 救護活動期間中、円滑な活動を実施することを目的に、甲と乙は救護本部会議を適宜開催する。

(活動の終了)

第7条 乙は、第5条に規定する救護活動の必要がなくなったと判断したときは、甲と協議のうえ、救護活動の終了を決定する。

(活動記録の作成)

第8条 甲及び乙は、救護活動を終了したときは、活動記録を作成し、救護本部会議に報告する。

(救護本部の解散)

第9条 前条に定める活動記録を作成・報告後、「救護本部」を解散する。

(協定に係る連絡窓口)

第10条 この協定の運用に係る連絡窓口は、甲においては北海道環境生活部環境局自然環境課、乙にあつては社団法人北海道獣医師会の事務局とする。

(協定の内容に係る協議)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた場合は、その都度甲及び乙が協議し、決定するものとする。

(協定の期間)

第12条 この協定は、締結の日から効力を発し、甲又は乙から申し出がない限り、その効力を継続する。

この協定の締結を証するため、本書6通を作成し、甲乙両者記名捺印の上、各1通を保有することとする。

平成24年12月21日

甲 北海道札幌市中央区北 3 条西 6 丁目

北海道知事

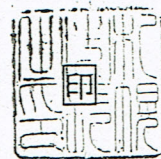
高橋 はるみ



甲 北海道札幌市中央区北 1 条西 2 丁目

札幌市長

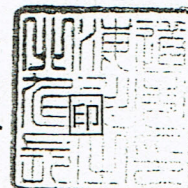
上田 文雄



甲 北海道旭川市 6 条通 9 丁目

旭川市長

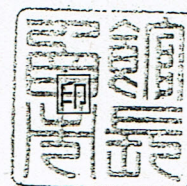
西川 将人



甲 北海道函館市東雲町 4-13

函館市長

工藤 壽樹



乙 北海道札幌市西区二十四軒 4 条 5 丁目 9-3

社団法人北海道獣医師会会長

波岸 裕光



乙 東京都新宿区信濃町 8-1

公益社団法人日本愛玩動物協会会長

小川 益男



別表 1 (第 4 条第 2 項関係) 緊急災害時動物救援本部の構成団体

構成団体	所在地
公益財団法人日本動物愛護協会	東京都港区南青山 7-8-1 南青山ファーストビル 6 F
公益社団法人日本動物福祉協会	東京都品川区西五反田 8-1-8 中村屋ビル 4 F
公益社団法人日本愛玩動物協会	東京都新宿区信濃町 8-1
公益社団法人日本獣医師会	東京都港区南青山 1-1-1 新青山ビル西館 2 3 F